

「視覚障害、聴覚言語障害及び知的障害を有する者に対し、専門的に対応している介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への職員体制加算」について

特別養護老人ホームの中には、従来から視覚障害や聴覚言語障害及び知的障害を有する障害者が多数入所し、日常生活を送る上でそれぞれの障害に応じて、適切なコミュニケーションを図るため点字や手話などを取り入れながら、専門的な処遇が行われている実態がある。

これらの施設に入所する障害者のうち、身体障害者手帳1・2級相当の障害者及び療育手帳Aの障害者いわゆる重度障害者については、要介護度の高低以外に、意思伝達、マンツーマンでの行動見守り及び生活環境の安全対策等の点で、特別な対応及び専門性が必要である。

特に、意思伝達等については、点字、手話による説明や理解だけでなく、直接手に触れる、絵文字や記号等の活用、反復説明など日常生活における様々な場面で、入所者の希望に対し適切に対応していく必要がある。

このようなことから、当該重度障害者に応じた専門性を有した職員を配置し、適切な生活支援、介護サービスへの援助を行っている介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に対し、一定の条件のもとで介護報酬上の評価を講じることを検討する。

（現状）

【視覚障害者、聴覚言語障害者、知的障害者の入所状況】

・ 調査施設数	3, 009施設
（ 身体障害手帳手帳・療育手帳所持者	11, 873人
うち身障1・2級、療育手帳A	7, 935人
・ 身体障害手帳1級及び2級、療育手帳Aを所持する者の定員比	(11.5 全国社会福祉協議会調べ)
60%以上	3施設
30%～60%未満	14施設
10%～30%未満	180施設
10%未満	2, 812施設

(加算の考え方)

身体障害者手帳1級又は2級相当の視覚障害者及び聴覚言語障害者又は療育手帳Aを有する知的障害者が一定以上入所している施設で、下記に示すような専門性を有する職員を配置している介護老人福祉施設に加算する。

・専門性を有する者の要件(例)

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 視覚障害者の場合   | 点字の指導・点訳、歩行支援等ができる者又は当該実務経験5年以上の者     |
| 聴覚言語障害者の場合 | 手話通訳士の資格等を有する者又は当該実務経験5年以上の者          |
| 知的障害者の場合   | 知的障害者福祉事業従事職員養成施設を修了した者又は当該実務経験5年以上の者 |

視覚障害者及び聴覚言語障害者を受け入れている  
特別養護老人ホームにおける配置人員の実態

一連 番号	区分	入所定員	障害者数	うち全盲	職員配置人員		
					生活相談員、介護・看護職員		
					実配置	介護保険 の人員配 置基準	増減
1	視覚障害	100	100	77	42	35	7.0
2	視覚障害	100	43	7	33	35	△2.0
3	視覚障害	100	37	15	36	35	1.0
4	視覚障害	150	34	18	65	53	12.0
5	視覚障害	90	33	13	32	31	1.0
6	視覚障害	50	30	25	20.9	18	2.9
7	視覚障害	50	28	24	21	18	3.0
8	視覚障害	30	26	20	13	11	2.0
9	視覚障害	50	25	21	16	18	△2.0
10	視覚障害	30	21	12	12	11	1.0
11	視覚障害	40	21	17	17	15	2.0
12	視覚障害	70	20	15	28.7	25	3.7
13	視覚障害	50	18	16	17.6	18	△0.4
14	視覚障害	105	18	0	42	37	5.0
15	視覚障害	30	17	8	13	11	2.0
16	視覚障害	30	16	12	14.7	11	3.7
17	視覚障害	90	14	2	31	31	0.0
18	視覚障害	30	13	10	14.3	11	3.3
合計		1,195	514	312	469.2	424	45.2
1	聴覚言語障害	50	47		18	18	0
2	聴覚言語障害	50	18		19	18	1
3	聴覚言語障害	100	13		38.8	35	3.8
合計		200	78	0	75.8	71.0	4.8

※介護保険の人員配置基準

生活相談員 100:1  
介護・看護職員 3:1